

論 説

商業資本「手数料商人化」説の検討

——わが国独占資本成立期における
農産物取扱商業資本の機能変化をめぐって——

高知大学人文学部 田 村 安 興

。はじめに

1. R・ヒルファーディングに依拠した「手料商人化」説の問題点について
 - (1) 組織資本主義論と「手数料商人化」説
 - (2) 商業資本節約説と「手数料商人化」説
2. 協同組合・農産物販売組合の「手数料商人化」説
3. 農産物市場への国家の介入と「手数料商人化」説
4. 中央卸売市場法による制度的規制と「手数料商人化」説

。むすび

はじめに

昭和59年5月、東京都中央卸売市場築地市場内厚生会館において「市場史研究会」が発足し、この分野の研究も次第に盛んになりつつある。しかし市場史研究においても理論的、実証的に整理しておかねばならない問題点がいくつかかるように思われる。そのひとつは「手数料商人化」という概念であろう。この概念は農産物取扱商業資本の分析を通して提起されたものであり、いささかあいまいな概念であるが、少なくない賛同者を得ており、今日に至るも不思議と議論の俎上にのせられていない。

論点は四点ある。第一は、R・ヒルファーディングに依拠しつつ、独占が成

立した段階において商業資本は機能変化をとげ、独占資本に形式的にも実質的にも従属して、いわゆる「手数料商人化」するという論理である。とりわけ、R・ヒルファーディングの組織資本主義論及び商業資本節約説と「手数料商人化」説の関連である。第二に、商業資本一般にとどまらず、農産物販売組合・協同組合も「手数料商人化」するという見解の問題点である。第三に、国家独占資本主義が成立すると、国家の農産物市場への直接的あるいは間接的な介入が行なわれ、農産物取扱商業資本の「手数料商人化」は政策的に補強され促進される、という論理の問題点である。第四は、中央卸売市場の卸売商業資本の「手数料商人化」は、中央卸売市場法（1923年制定）による制度的な取引の規制——たとえば、取扱品目の制限、場外取引の禁止、買付品に対する規制、セリ・委託取引、手数料率の制定など——によって確立されたという論理の問題点である。以上の四点にわたって、以下検討してみたい。

1. R・ヒルファーディングに依拠した「手数料商人化」説の問題点について

(1) 組織資本主義論と「手数料商人化」説

帝国主義段階における商業資本の機能変化、つまり、独占が形成される帝国主義の段階となると商業資本は独立性を失ない独占資本に従属する、という論理はR・ヒルファーディングの解釈から導かれている。たとえば、三国英実氏らは「この手数料商人化の問題は、ヒルファーディングが『金融資本論』において、産業独占が形成された段階で、その商品を取扱う商業資本が独占資本の独占価格の設定によって、その独自的機能のひとつである価格設定機能が剝奪される過程で進行するものとして明らかにした」¹¹⁾としている。たしかにR・ヒルファーディングは『金融資本論』第13章「資本主義的独占と商業」において、カルテルが結成されると、その部分における商業資本の独立性はなくなり、その事によって、商業利潤の手数料化＝カルテルによって確立される賃金、という傾向を分析している。この様に、R・ヒルファーディングの分析の

対象としている商業資本は産業独占が形成され、さらにカルテルが行なわれた部門に関するものであるが、三国氏は「ヒルファーディングのはあいは、手数料商人に転化する商業独占は独占資本の商品を取扱う商業資本に限定されているばかりでなく、商業資本が資本主義の発展過程でみられる機能変化との関連で手数料商人化を分析していない」²⁾として、産業独占が成立していない部門における商業資本も「手数料商人化」するとしている。この点の検討は後まわしにし、先ず、三国氏らが帝国主義段階における商業資本論のテキストに近い扱いをされる、R・ヒルファーディングの当該部分の検討をしたい。

R・ヒルファーディングの『金融資本論』には第一次世界大戦後のドイツ資本主義が反映している事は周知の通りである。ドイツ資本主義の展開過程は後進資本主義型であり、農業におけるユンカー経営と工業における独占資本との結合によって、その独占資本主義は成立した。ドイツ資本主義の特徴は、ビスマルク政策の性格を色濃く残しながら、国家の経済過程への介入を強く持っているところにあった。20世紀初頭ドイツ資本主義は、イギリスを追いこし新興資本主義国として成長したが、十分な植民地をもたぬドイツは大きな政治的経済的危機に直面していた。この危機を直視する理論家として、R・ヒルファーディングは登場する。R・ヒルファーディングの念頭には、国家と独占の結合をゆるめたイギリス資本主義ではなく、国家と独占の結合を強めたドイツ資本主義があった。国家による市場形成によって成立したドイツ資本主義は、その矛盾解決の為、銀行による全産業支配を目指さざるをえない。そこでR・ヒルファーディングは金融資本範疇を一般理論とし、それをドイツ資本主義の経済循環に適用する事によってドイツ資本主義の展開過程をさぐろうとした。

『金融資本論』において確立された理論を基礎として、R・ヒルファーディングは後に組織資本主義論を展開させた。R・ヒルファーディングによれば、「経済的には、戦時と戦後は資本の集中傾向が異常に増大する事を意味する。カルテル及びトラストの発展はいちじるしく促進される。自由競争の時代は終りに近づく。巨大独占が経済の決定的支配者となり、社会資本をその内部に集積して、経済に用だてる銀行資本との結合はますます緊密になる。産業資本、

商業資本、銀行資本という以前は分離されていた諸形態が、金融資本の形態で統一をめざしている。このことは自由競争の資本主義から、組織された資本主義への移行を意味する」³⁾ ここで、R・ヒルファーディングの言う組織資本主義論の中には、産業独占への商業資本の従属という論理が含まれている事は無論である。

第一次世界大戦前後のドイツ資本主義の危機における、R・ヒルファーディングの理論の核心は、ドイツ資本主義が高度に組織された資本主義に移行することによって、危機打開の道を求めようとするところにあった。組織された資本主義——カルテル・トラストの発展、競争の消滅、経済の計画化が経済における意識的統制を拡大させ、恐慌の緩和、経済の安定化を生む。同時に失業問題の解決もすすめる。カルテル・トラストの発展は、社会の分裂、階級対立の激化ではなく、社会の安定と統一、階級対立の緩和をもたらす、と評価するのである。

「組織資本主義は経済組織、金融資本に組織された経済組織を社会の中心的な組織としてみとめ、保険制度、信用制度、企業統制の機構なども国家の権力組織であるよりむしろ、経済組織の優越を示し、国家組織の経済組織への転化を主張するのであるから、階級斗争、とりわけ所有と権力をめぐる斗争は重要性をひくめる」⁴⁾ という批判が出てくる根拠はここにある。後に国家独占資本主義をとなえたヴァルガと、国家独占資本主義を拒否し、組織資本主義論をとなえたR・ヒルファーディングとの間で激しい論争が行なわされた事は周知の通りである。

R・ヒルファーディングが組織資本主義を唱えたドイツ資本主義の現実の姿はどうであったか。たとえば最大の基幹産業部門であり、ドイツを一流の資本主義国へ押し上げた製鉄業においては次の様な状況がみられた。ドイツの製鉄所はそのほとんどがプロイセン絶対主義によって上から創設されたが、その過程で地方政府にバックアップされて強力的に市場が開拓された。また価格規制、品質検査制などの流通規制が行なわれただけでなく、オーベル・シュレージエン製鉄所の事例を挙げれば、「仲立商業に重点をおくプレスラウ商人組合

を排除し、銅＝鉄板取引を独占するために、鉱産物公社が設立⁵⁾され、これが独占的地位を得た。この製鉄所の事例における、一側面はR・ヒルファーディングの言う商業資本の排除であった。しかし同時にこの過程は、R・ヒルファーディングの言う様な商業資本の排除の側面のみでなく、独占的商業資本の誕生でもあった。さらに排除されたプレスラウ商人組合自体もその後鉱産物一般の取引の自由を回復し、商人資本へと成長した。⁶⁾

R・ヒルファーディングの組織資本主義論の導きとなった彼の主著における一つの理論、産業独占への商業資本の従属化という論理は彼の特殊な組織資本主義論と深く結びついているのであり、それは第一次世界大戦後における、ドイツ資本主義の危機、という現実の反映でもあった。しかし彼の理論は、ドイツにおける商業資本一般の実態を必ずしも正確にとらえておらず、R・ヒルファーディング自身も前記の様な限定した意味で述べているのである。三国氏らは、商業資本の「手数料商人化」は、産業独占の成立している部門で一般的に妥当するのみならず、産業独占の成立していない部門においても妥当とするており、その基礎理論の枠組みにおいてはヒルファーディング以上の組織資本主義論に陥っていると言わなければならない。

(2) 商業資本節約説と「手数料商人化」説

三国氏らは産業独占の成立していない部門における商業資本が「手数料商人化」する際のメルクマールを、平均利潤以下の利潤収得という点に求める。すなわち独占的産業部門においては独占利潤が獲得されるのに対して、独占の成立していない、小農の販売する農産物を取扱う商業資本の場合には、過度競争の結果利潤は平均利潤以下に低下する。この事によって商業資本の実質的な「手数料商人化」が完成する、とする（傍点、田村）。三国氏らも小商品生産が支配的である部門における「手数料商人化」が最終的に確立するのは、その部門における産業独占の成立期とみている様であるが、あくまでそれは形式的な「手数料商人化」であるとし、一般的な独占の成立期に実質的にはすべての産業部門における「手数料商人化」が完成する、という論旨である。⁷⁾ そして

総資本（独占）が、商業資本を「手数料商人化」する目的は、「商業資本と商業利潤の社会的節約」⁸⁾であるとされる。

この「手数料商人化」説の理論的導きとなったものは、やはり R・ヒルファーディングによる商業資本節約説である。R・ヒルファーディングによれば金融資本が成立し、カルテルが結成されると商業資本を従属させ、商業資本の利潤を平均利潤以下に押し下げる。これによってカルテルは流通空費を節約する、というものであるが、このカルテルが結成された部門における流通空費の節約説を、三国氏らは、独占資本が成立すると、全産業部門の流通空費が独占体によって節約される、という独自の理論に昇華させた。しかし、R・ヒルファーディングの商業論に限定しても、今日多くの批判的見解が出されている。たとえば森下不二也氏は「商業資本の排除と社会的流通費用の関係はきわめて複雑であるが、しかし商業資本の排除はそのまま社会的流通費用の節約をもたらす、といえないことだけは確かなように思われる」⁹⁾としている。

独占の成立によって、中間商人が排除される傾向があるとしても、一定の景気変動の下で販売の困難が増大すると流通費用は膨脹する事は明らかである。さらに、小売業・卸売業への新規参入は不斷に生じるであろうし、零細企業者は常に再生産されるであろう。流通費用の増大化傾向は、独占の成立下においても見られるのである。

また R・ヒルファーディングは、カルテルの支配下に入った商業資本は価格設定機能を奪われ、この事が「商業資本の独立制を揚棄すること」(die *Selbständigkeit des Handels aufzuheben*)¹⁰⁾であるとしているが、独占が直接流通支配を行なってもすべての商業機能の独立性が揚棄されるわけではない。鈴木武氏は商業資本の排除（あるいは独立性の揚棄）をさらに厳密に、商業機能のいくつかの機能が分化する過程としてとらえ、「独占段階のもとで商業機能が分化するといつても、その本質的機能すなわち売買による商品実現、ないし利潤実現といった機能そのものが分化するのではない」とし、さらに「商業機能の分化が問題になるのは、このような本質的機能を現実具体的に遂行するために必要な個別的諸機能に限定される」¹¹⁾としている。

この様にいくつかの問題点を含む、R・ヒルファーディングの商業論を無批判に我が国の現実に適用したためにR・ヒルファーディングのあやまりをさらに拡大させる事となった。中でも重要な問題点は、すでに検討した商業資本節約説であり、それに関連して商業資本の従属化という傾向の一面向的強調という事である。

通説によると、独占段階における商業資本の質的变化は異なった二つの方向にはたらくとするのが一般的な見方である。第一は商業資本の独占化、という事であり、第二は商業資本の従属化、という事である。¹²⁾これとて原論的視角からの分析であり、現状分析には必ずしも馴染むものではないが、いずれにしても三国氏らが商業資本の従属化の側面のみを強調される事はいさか疑問である。

2. 協同組合・農産物販売組合の「手数料商人化」説

商業資本「手数料商人化」説を協同組合論に適用した人は川村琢氏である。川村琢氏によると、帝国主義段階において設立された農産物販売組合は商業資本に類似した機能変化をとげ、「手数料商人化」される。三国英実氏もこの点の認識は川村琢氏と共に通するところであり、「農産物販売組合それ自体、手数料商人化の一形態である」¹³⁾とする。両氏とも農産物販売組合がはたす機能の最も大きなものは、流通資本の社会的節約という事であり、これは帝国主義段階で商業資本がとる共通した性格としての「手数料商人化」の傾向にそういうものであるとする。

協同組合論における商業資本節約説は、わが国の協同組合論の学説史において、一つの系譜を持っている。わが国、マルクス主義協同組合論の草分的存在として評価されてきた協同組合論は、近藤康男氏と井上晴丸氏の協同組合論である。近藤理論、井上理論とともに、資本主義体制内における協同組合の機能の中心は、商業利潤の排除・節約という点におかれる。この点で川村・三国理論は近藤・井上理論を継承するものである。

井上理論によると、商業資本は生産資本と同様な利潤率を要求するために総資本の平均利潤率を低下させるが、(この点では「手数料商人化」説の商業資本論とはことなる) 協同組合は、それ自体、非営利的経営体であり平均利潤を要求しない。それゆえ、協同組合の存在は総資本にとっても都合のよい存在とされる。ここに協同組合が「資本主義社会に介在する合法則性がある」¹⁴⁾とする。

この近藤・井上理論については、すでに戸木田嘉久氏による批判が行なわれている。戸木田氏によると、近藤・井上理論は「社会政策論における『大河内理論』の組み立てと類似した、生産力論的な傾向におちいっている」¹⁵⁾とする。戸木田氏のこの指摘は正鵠を得ている。近藤・井上理論では、協同組合は資本の論理の狭い枠組みの中でしか、その存在意義が与えられていないのである。

さらに問題な点は、協同組合が平均利潤以下の利潤しか要求しない、という命題である。生協にしても農協にしても、現代の協同組合は資本との激しい競争の渦中におかれしており、資本との競争を克服しつつ協同組合運動をすすめなければならない事は、経営体である限り不可避である。現実の協同組合を見ても、商業資本、商業独占との競争の中で常に経営体、資本体としての自立をめざそうとするのが今日の協同組合の姿である。その一端は、協同組合が大規模化すればするほど関連企業をその傘下に多くかかえている事によって知る事ができよう。協同組合は商業資本などとともに社会的流通費用の一部を担いこそすれば、平均利潤も要求しない様なお人良しの経営体では、資本との競争関係にある限り決してその存在条件はないであろう。

井上理論が出された背景には、一定の歴史的制約があった。すなわち、井上晴丸氏の協同組合論は主として、戦前わが国の産業組合を表象して理論化したものであった。さらに、資本主義社会における協同組合の限界性のみ一面的に強調する、というレーニン主義的協同組合論への拘泥もあった。今日、ヨーロッパなど先進資本主義国での協同組合運動は新たな段階に入りつつあり、協同組合運動の今日的水準に見合った理論化が迫られていると言えよう。たとえば経済民主主義と協同組合運動、貧困化論と協同組合論、協同組合間協同論などに

についての理論化がすすめられなければならない。

川村琢氏は農産物販売組合の性格を「手数料商人」とする事によって、商業資本節約説による協同組合論を展開させた。川村氏は、「手数料商人化」した農産物販売組合の存立意義を、「前期的取引に対する対抗」¹⁶⁾という位置づけしか与えない。ここでは協同組合の存立意義が、対前期的資本におかれている。農産物販売組合の多くが、中央卸売市場法制定以降設立され、とりわけ昭和初期以降激増している。農産物販売組合の大半が中央卸売市場への出荷をめざしたものである。¹⁷⁾ 川村氏らの規定によれば、中央卸売市場設立以降の農産物取扱商業資本は、前期的資本でなく近代的商業資本=「手数料商人」へ移行しているはずであり、この点で矛盾する論理を含んでいる。また協同組合の設立意義を対前期的資本に限定する事は、戦前のわが国の商品流通を前提にしても、説得的ではないと思われる。

川村氏によると「手数料商人化」した農産物販売組合は“国家の農産物市場への介入”によって支えられ「終極的には独占資本の市場編成の一翼」¹⁸⁾となるという結論が与えられる。ここでは協同組合運動についての積極的位置づけは与えられていない。

3. 農産物市場への国家の介入と「手数料商人化」説

「手数料商人化」説の論者は、帝国主義段階における、独占の一般的な成立によって非独占部門においても実質的に「手数料商人化」する、と主張されるが、小商品生産者の生産物を取扱う商業資本のビヘイビアには独自の活動の余地が多く残されている。この現実と理論のギャップを埋めるため、“国家の介入”というファクターが導入される。国家独占資本主義の段階に入ると、農産物市場への国家の介入が本格的となり、農産物取扱商業資本の「手数料商人化」はいっそう促進される、とするのである。

三国氏らが対象とする農産物取扱商業資本とは主として、中央卸売市場における卸売商業資本である。論点を具体化させるために具体的な事例を検討するこ

とにしよう。1923年（大正12年）中央卸売市場法が制定され、1927年（昭和2年）京都市中央卸売市場が開設されて以降、我が国主要都市と一部地方都市に中央卸売市場が設立されたのであるが、三国氏らは公設の中央卸売市場が設立されたこと自体、国家の農産物市場への介入であって、その事は同時に、前期的資本から近代的商業資本＝「手数料商人」への移行である、とされる。¹⁹⁾ここで、中央卸売市場開設の契機を、三国氏らは米騒動に求める。つまり、米騒動・資本主義の全般的危機と帝国主義段階への移行→国家の市場への介入・中央卸売市場開設→商業資本の「手数料商人化」、という必然性のコースを描く。資本主義の全般的危機と市場整備のストレートな結合、これが商業資本「手数料商人化」の段階論的な歴史的性格規定であった。

しかし米騒動という歴史的事件が中央卸売市場開設の直接的契機ではあっても、その基本的要因でなかった事はすでにいくつかのすぐれた実証的研究が明らかにしている。²⁰⁾全国レベルの市場法に先だち、すでに明治初期以降各府県の市場条例が次々と策定されていたが、それらの集体制として中央卸売市場法が制定されたのである。それらの条例は、法制的にも中央卸売市場の先駆とみるべきであろう。

さらに中央卸売市場法に先だち、全国的な、生鮮食料品市場政策の嚆矢とすべきものに、1906年（明治39年）屠場法、1910年（明治43年）家畜市場法の公布がある。屠場法が制定されて以降、主要大都市において次々と市立屠場が開設された。また畜産物以外の生鮮食料品市場の整備に関して、すでに1907年（明治40年）の時期に市場法案が帝国議会に上提されている。これは畜産物市場の法的整備が一応の完了をみた後、畜産物市場の法的整備に關係した議員、業者らが成立をはかったものであるが合意がえられぬまま廃案となった。²¹⁾魚、青果物卸売市場の整備に関して、本格的な審議が始まったのは、1910年（明治43年）に設置された、生産調査会においてであった。生産調査会では広く社会政策に関して議論されたが、卸売市場整備の問題に関する審議の中心は、一地区一市場一営業者の問題であった。生産調査会の審議を受けて作成された魚市場法案（1912年、大正元年）では、この点が入っていたが、その後も一地

区一市場一営業者の問題は市場関係者、研究者、消費者を含む、巾広い層の間で議論がされた。議論の内容は、中央卸売市場開設後において、成立するであろう商業独占をいかに規制するか、という点であった。議論の本質は商業独占論の論争という抽象論ではなく、流通の中心的役割を商業資本が担うのか、生産者が担うのかという市場をめぐる競争関係——生産者間、問屋間、生産者対問屋間——を背景にした激しい議論であった。²²⁾ その議論は基本的には今日まで決着していないと思われる。

商業資本「手数料商人化」説によれば、中央卸売市場法によって収容された商業資本は国家による法的規制を受け、ただちに「手数料商人化」する事になるが、この様な公式論的把握では、以上の歴史的、経済的把握を脱落させる事となろう。

中央卸売市場法制定、さらにそれに到る一連の法的整備は帝国主義段階に照應したものではない。中央卸売市場の成立は各国資本主義の発展段階に対応した、独自の特徴を有するものである。先進資本主義国であるイギリスの場合、自生的な中央卸売市場の発達がみられたのに対して、後発資本主義国である、ドイツや日本の場合上からつくられたのである。

我が国市場政策の特徴は、我が国社会政策の特徴でもある。我が国社会政策学会は1896年（明治29年）ドイツ社会政策学会の日本版として設立された。ドイツ社会政策学会は講壇社会主義者による、社会改良論が主流であり、ビスマルク社会政策の理論的支柱でもあった。²³⁾ ドイツの影響を強く受けた我が国社会政策学会では、工場法の問題とともに中央卸売市場設立も都市社会政策の一部として論じられた。風早八十二氏は 我が国社会政策の特質を「一方に於て労働者の団結と自助的方法の一切を禁止しながら（明治33年治安維持法制定）他方においてかかる禁止によって必然的に生まれてくる資本の圧迫・労働諸条件の低下に対する労働者保護法をすら欠如した点にある」²⁴⁾ そして、労働者に対しては、専ら慈惠にすぎない社会政策であったとし、ドイツと比較してさえ「日本にあっては、官府と資本を結ぶ紐帯は、プロイセンの場合より更に遙かに強固であった」また「独占資本はいわば官府の影にかくされていた」²⁵⁾ とし

ている。我が国戦前の官僚も、社会政策の範を、社会体制の近似したドイツに求めた。中央卸売市場開設前における海外中央卸売市場視察も、ドイツが他のヨーロッパ諸国よりはるかに多かった。我が国社会政策の特質が、国家の介入度合の強い中央卸売市場法をもたらしたとみるべきである。

次に国家独占資本主義の下では、農産物市場への国家介入が強化され、農産物取扱商業資本の「手数料商人化」はさらに促進される、という前記の議論がある。ここでは議論の前提となる概念を一致させた上で、議論をすすめなければならない、という点を指摘しておきたい。

美土路達雄氏が、市場編制という概念を発表されて以来、御園喜博氏、三国英実氏、臼井晋氏らによって国家独占資本主義的市場編制論（ないし市場編成論）の理論化が試みられている。しかしこの議論は国家独占資本主義とは何か、という大きく意見のわかれれる問題についての検討をぬきにして、「国家独占資本主義による市場編制（編成）」の内容を展開するという議論であり、問題を含んでいる。

たとえば、近年この問題について最も厳密な論理を展開されている一人である臼井晋氏でも、「周知のように、国・独・資については、国・独・資を資本主義あるいは帝国主義のなかでの『段階』とみると、あるいは『傾向』とみると、といったたぐいの“論争”があり、こうした国・独・資の本質規定について今日必ずしも明確な解答が出されていないが、ここでは『全般的危機を契機とし、国家の経済過程への介入を軸に展開される独占資本主義の新しい局面』と理解する以上に、これに深く立ち入ることはしない」²⁶⁾としている。しかし、ここでの定義はいぜん問題を残すものであり、事実他の論者の間では国・独・資論についてのさまざまな理解がみられる。たとえば三国英実氏は、現代資本主義を一方では後期資本主義という規定を行ない、他方で国・独・資段階という規定をするという大きな矛盾を犯している。²⁷⁾後期資本主義論は、近年マンデルによってその理論が展開されているが、元来、国・独・資論を拒否する論者が用いた概念である。

御園喜博氏、三国英実氏らの国・独・資論においては、国・独・資段階にお

ける国家の役割が独占資本の実行不可能な部分を補完するものとして位置づけられている。この補完、あるいは代位・補充の中味であるが、常識的な国・独・資論では国家と独占体との癒着の結果、独占体が国家を自らの下に従属させると解されるのであるが、同氏らの理解によれば、²⁸⁾ 国家は独占体から相対的に自立しており、独占体の実行不可能な部分を代位・補充する事によって、資本主義は新しい体制に移行する、と考えられている。

今日、ヨーロッパにおける国家独占資本主義論争の中で、国・独・資の本質を国家と独占の癒着、あるいは融合とみるか、国家に相対的な自立性を与えるのかがひとつの論点といわれる。この論争は、古くはヴァルガ論争以来続けられたものである。国・独・資を独占の国家か、あるいは総資本家=官僚の国家かという論争がそれである。池上惇氏はこの議論を「融合テーゼ」と「官僚制テーゼ」として整理している。^[29] ヨーロッパにおける国家独占資本主義論争の主要な論者であるコッカは、R・ヒルファーディングの組織資本主義論を再生、復活させ、「官僚制テーゼ」を主張して「融合テーゼ」を批判した。三国、御園氏らの国・独・資論は「官僚制テーゼ」に近いものであろう。

しかし、「官僚制テーゼ」と「融合テーゼ」との、いずれが正しいか、と問う事よりも、資本主義の下における改良が、独占への民主的統制をいかに拡大させるのかが、国・独・資論では問われなければならない。現在の国独資的市場編成論の議論では、総資本=官僚の組織性を強化することによって、農産物市場の組織性が高められることのみ強調される。しかも「独占」概念がきわめて不明確である。農産物市場の民主主義的統制という課題を、この論理から見いだす事は困難であると思われる。

さて、戦前のわが国における、国独資的市場編成の端緒をどこに求めるべきであろうか。一般に、ドイツなどが第一次大戦中において国家独占資本主義の特徴がみられたのに対し、我が国の国・独・資への移行は遅かった。国・独・資の本質を管理通貨制度とみるか、国家独占とみるか、我が国の国・独・資論には二つの流れがあるが、いずれも高橋財政以降の我が国財政政策が国・独・資政策の初發とみる見方は一致している。この時期以降において、我が国は、

戦時統制経済＝戦時型国・独・資としての性格を次第に持つようになる、そして、本格的に戦時型国・独・資が確立するのは、1937年（昭和12年）とされるのが一般的である。中央卸売市場が国家の統制下に入るのも1937年以降である。この時期以降における戦時統制下中央卸売市場をこそ、戦時国・独・資の支配下に入ったと見なければいけないであろう。逆にいって、昭和10年迄の中央卸売市場開設期において、国・独・資の役割を基本的なものとみなすことは誤りであろう。

4. 中央卸売市場法による制度的規制と「手数料商人化」説

中央卸売市場に収容された農産物取扱商業資本が国家の介入に媒介されて「手数料商人化」するという論理のなかでは、1923年に制定された中央卸売市場法の条項に特別な意義が与えられる。つまり、「取扱品目の制限、場外取引の禁止、買付品に対する規制、前渡金や歩戻金に対する制限、手数料率の制定など、その活動は制度的に大きく制限されている。これらの制度的な規制を通して、帝国主義のもとでは、青果物卸売商業資本は形式的にも実質的にも手数料商人化される。」³⁰⁾ というものである。本節では①セリ・委託取引、②手数料率の制定、という2点にしぼって、その意味を検討したい。

我が国最初の中央卸売市場にセリ・委託取引を導入した際の当事者であり、またすぐれた市場問題の研究家であった大野勇氏の定義によると、「螺とは魚類や青果類等の卸売を為すに当り、一人の売手と多数の買手とが、相場の見込の範囲内に於て、売手は成るべく高く売らんとし、買手は成るべく安く、而かも吾れ勝ちに買取らんとして、同時に公開的に、値段を競ふ売買の一方式をいふので、所謂競争売買の一部門である。」³¹⁾

ところで、中央卸売市場開定以前にはセリ・委託取引がなかったと言うと、事実はそうではない。むしろ盛んに行なわれていたのが実状であった。主要都市の主な市場で中央卸売市場法制定以前からセリ・委託取引の行なわれていたものをあげると、大阪における最大の魚市場で、全国的な集荷圏をもっていた

雑喉場魚市場である。ここでは非常に古くからセリ・委託取引が行なわれていた事が知られている。明治以降のセリと相対の割合はだいたい 8 対 2 であった。また大阪最大の青果市場である天満市場においてもセリ・委託取引は古くから行なわれていた。明治12年の青物問屋商組合規約でも、「同盟問屋ヨリ仲買へ市立（セリ売）或ハ値組（相対売）ヲ以テ売買スル……」³²⁾ とある。

京都魚市場の場合は、明治維新前後には鍵先と称するセリ売が一般的であった。その後京都においてはセリがすたれていった。何故大阪で維持されたセリ・委託取引が京都ですたれていったのか、この事を大野勇氏は次の様に指摘している。「大阪では雑喉場が魚類の市場としては大きく且つ勢力のある市場で、今日の統制市場の観を為して居たから、他の市場に遠慮する必要も無く、他市場と魚の相場を睨み合せる必要も無く耀を押し通して来たのであるが、京都では上の店、錦、五条などの市場が伯仲の勢力に在った為に、互に他市場の相場を参考するの要があり、既に前掲安永三年の定札にも、三店を平均して相場を定めよとありしを見ても判る通り、相場工作の必要上からも、セリが亡びて相対取引になったものと想察される」³³⁾ と述べている。各都市において独占的位置を占める市場にはセリがなじみ、競争的な市場構造を有する場合には相対がなじむ、という指摘である。

名古屋熱田魚市場の場合も雑喉場と同様、地域における独占的な位置を占めており、やはり古くからセリが一般的に行なわれていた。同市場のセリ・委託取引は非常に厳格なものであり、わが国最初の中央卸売市場である京都市中央卸市場がセリ取引を導入しようとした際、主として範としたのは熱田市場であった。

東京においてはやや事情が異なる。最大の魚市場である日本橋魚市場は、相対・買付が一般的な取引方法であった。これは納魚制によって発達して來たという特殊な事情があるためと思われる。青果市場の場合、神田市場を除く、ほとんどすべての青果市場ではセリ・委託取引であった。神田市場の場合も部分的に委託取引が行なわれていた事は、『神田市場史』にも記載されている。

この様に我が国の市場で、セリ・委託取引が根づいて來た要因は何であろう

か。諸外国ではセリ取引は行なうこと決めた取決めも、すぐ破られ、セリ・委託取引の割合は非常に少ない。これは、諸外国と比べ我が国の消費性向において鮮度志向が特に強かったことによるものと思われる。とりわけ魚市場においてはその比重が高い事が特徴的である。冷凍技術が未熟であった時代においては、一括した荷さばきが必要であり、そのため、セリ・委託取引がより適していたと言える。そしてこの事が中央卸売市場法の取引規定に、実行性を与えたのではないだろうか。

また大野勇氏は「単調で潔癖で、侠気のある日本人には、公明で勝負の早いせりが愛好せられることは、心理的にも説明し得られると思ふ。」³⁴⁾として、我が国のセリを忌避せぬ国民性という興味深い問題提起を行なっている。

次に中央卸売市場法（業務規定）による手数料率の制定という点を検討してみたい。卸売市場における手数料率は古くから口銭とよばれてきたものである。これが法律によって決定された事によって、農産物取扱商業資本の性格に大きな影響を与えたというのであるが、はたしてそうであろうか。

実は中央卸売市場開設前におけるわが国卸売市場の口銭率は不思議なほど一致していた。それは約一割前後である。この点は洋の東西を問わない事実でもある。また歴史的にさらにさかのぼっても、わが国主要市場の口銭は大した変動をしていない。つまり古今東西の卸売市場の口銭は、ほぼ一割前後であったという事である。隣接する市場がある場合、口銭率に大差があれば荷主からの集荷に異常をきたし、口銭率が均一化する事は当然であるが、有力市場が近隣にない場合でも、すでに全国市場が成立した段階では、口銭率が均一化するのは当然であろう。むしろ歩房しの方が問題となろう。

ともあれ、セリ・委託取引にせよ、公定手数料主義にせよ、中央卸売市場法はそれまでの商慣習の追認をしたものであった。生産調査会における議論では、魚市場法の原案が、買付の禁止・セリ取引の原則を明記した事について、官僚自身が従来の主な商慣習を追認したものである事を認めているのである。³⁵⁾ 法律による“取引方法の規制”という事自体が農産物取扱商業資本の性格変化を規定するものではないと思われる。

むすび

農産物取扱商業資本の性格に関する議論の中で、商業資本が「手数料商人化」するという論理を、本稿では戦前期の時期に限定して検討した。第一に、その議論はR・ヒルファーディングの組織資本主義論に依拠して「手数料商人化」説を導き、国・独・資論を展開するという議論には問題があるという事、ならびに商業資本節約説にもとづく「手数料商人化」説では、資本主義社会内における現実の商業資本を解明し得ない事を指摘した。第二に、商業資本にとどまらず農産物販売組合・協同組合も「手数料商人化」とする見解は、協同組合論の生産力説とも言うべき問題点をもっており、現代協同組合運動にとっての積極的位置づけは行なわれ得ない事。第三に、我が国資本主義の特質から派生した社会政策を、帝国主義的政策として一般化したり、国・独・資的政策の端緒と見る見解には問題があり、さらにその国・独・資論においても概念規定なき各論の展開という問題点が含まれている事を検討した。第四に、「手数料商人化」説では、中央卸売市場法の諸規定、——セリ・委託取引、手数料率の制定——などに、特別の意義づけを与える見解に対し、これらは商業資本の伝統的商慣習を法律が追認したものにすぎなかったことを指摘した。以上四点の問題指摘を試みた。

残された問題は、戦後における“国独資的市場編制”の再編と言われる問題の検討である。今後、現状分析においても、この分野の議論が起こる事を期待したい。

(注)

- 1) 三国英実「農産物市場における手数料商人化に関する一考察」『農業経済研究』第43巻第1号、1971年6月、1頁
- 2) 三国英実 前掲「農産物市場における手数料商人化に関する一考察」1頁
- 3) Rudolf Hilferding, „Probleme Der Zeit“, Die Gesellschaft, Bd. I 1924. 9, S. 2.
(邦訳、R・ヒルファーディング「現代の諸問題」国家独占資本主義研究会訳、『経済科学通信』第16号・17号、1976年9月・11月、)

- 4) 池上 悅『国家独占資本主義論争』青木書店, 1977年9月, 136頁
- 5) 大野英二『ドイツ資本主義論』未来社, 1965年9月, 78頁
- 6) 大野英二 同上書 78~81頁
- 7) 三国英実 前掲「一考察」5頁
- 8) 三国英実 前掲「一考察」6頁
- 9) 森下二次也『商業経済論』有斐閣, 1960年11月, 239頁
- 10) Rudolf Hilferding „Das Finanzkapital“, Band II, Europäische Verlagsanstalt 1968. P288.
- 11) 鈴木 武「国家独占支配体制のもとでの流通機構と商業機能」、鈴木 武・田村正紀編『現代流通論の論理と展開——森下二次也先生還暦記念——』所収, 有斐閣, 1976年9月, 209頁。鈴木 武氏によると、産業独占の支配下に入った商業資本はその機能を分化するが、その際本質機能は分化せず、商業資本のもとにとどまり個別的機能のみ分化する。そして個別的機能の中でも生産と消費との間の質的・量的・場所的ならびに時間的調整を遂行する本来的機能はそれほど分化せず、市場開拓、信用供与、商品加工、危険負担、価格形成など不生産的性格をもつ副次的機能のみが分化する、としている。
- 12) 森下二次也 前掲『商業経済論』, 251頁.
- 13) 三国英実 前掲論文, 5頁.
- 14) 井上晴丸『協同組合論』著作選集第六巻, 雄渾社, 1972年7月, 51頁~99頁。また近藤康男氏による商業利潤と消費組合論については、近藤康男『協同組合の理論』御茶の水書房, 1962年4月, 6頁~7頁。
- 15) 戸木田嘉久「経済的民主主義と協同組合運動」坂寄俊雄編『生活協同組合と現代社会』所収, 法律文化社, 1978年11月, 14頁。
- 16) 川村 琢『主産地形成と商業資本』北海道大学図書出版会, 1971年9月, 275~276頁。
- 17) 原田政美「大正期市場政策と農産物流通——中央卸売市場法と出荷組合政策」『同志社大学大学院商学論集』第19号1984年9月, 43頁。
- 18) 川村 琢 前掲書, 276頁。
- 19) 三国英実「農産物市場の展開と卸売商業資本」『農経論叢』第25集, 1969年, 92頁。
- 20) 藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的考察』清文堂, 1972年11月。中村勝『近代市場制度成立史論』多賀出版, 1981年11月。
- 21) 卸売市場制度五十年史編さん委員会『卸売市場制度五十年史』第一巻, 1979年3月, 643頁~678頁。
- 22) 抽稿「中央卸市場開設をめぐる魚問屋と漁業資本——京都市中央卸売市場成立史から」『農産物市場研究』第15号, 1982年10月。

- 23) 大河内一男『独逸社会政策思想史』上、日本評論社、1949年9月、355頁～386頁。
- 24) 風早八十二『日本社会政策史』日本評論社、1951年12月、502頁。
- 25) 風早八十二 前掲『日本社会政策史』507頁。
- 26) 白井 晋『農産物市場・流通の「国家独占的市場編制」について』『新潟大学経済論集』第19号、1975年3月、38頁。
- 27) 三国英実「中央卸市場と商業資本に関する試論」『農経論叢』第23集、1967年4月、77頁。
- 28) 御園喜博「『国家独占資本主義的市場編制』の理論と現実」「農産物市場の再編過程——農産物市場論大系2」所収、農文協、1977年11月、24頁。
- 29) 池上 悅「ヨーロッパにおける国家独占資本主義論争の主要論点によせて(一)」『経済科学通信』第16号、1976年9月、24頁。
- 30) 三国英実 前掲「中央卸売市場と商業資本に関する試論」89頁。
- 31) 大野 勇『糶の研究』宝文館、1937年9月、1頁。
- 32) 永市壽一『天満市場史上』天満青物市場、1929年9月、326頁。
- 33) 大野 勇 前掲『糶の研究』42頁。
- 34) 大野 勇 前掲『糶の研究』74頁。
- 35) 「道家水産局長 唯今ノ御尋ニ御答致シマス、此一営業者ニ限ツタ理由ハ何處ニアルカト云フ御尋ガ第一ノヤウデゴザイマス、……(中略)……此魚市場ノ現在ノ取引、從来ノ習慣ト云フモノガ大體ハ委託販売ト云フモノニナツテ居ル、即チ此地方ニ居ルトコロノ荷主ト申シマスカ、生産者ト申シマスルカ、ソレガ市場ノ方へ荷物ヲ向ケマシテサウシテ其販賣ト云フモノハ所謂問屋ニ委託ヲ致シテ問屋ガソレヲ受継イデ、サウシテ之ヲ仲買ニ賣ツテ居ルト云フノデゴザイマス、……(中略)……即チ此買付ヲ互ニ致シマスル結果ガ詰リ今日ノ如クニ競争ガ盛ニナツテ、其弊ト云フモノガ生ジテ居ルノデゴザイマスカラ、是ハ矢張從來の習慣通りニ委託販売ト云フコトニサセルト云フコトガ消費者ノ為ナリ、若クハ生産業者ノ為メニ宜カラウト云フ考ヲ有シタノデゴザイマス、」(傍点 田村) 生産調査会、『第三回生産調査会録事、其ノ一』、大正元年十一月、153頁～154頁。

水産局長の見解は、徐々に買付が多くなってくると競争が激化する、この事が流通関係者、特に魚問屋に不利益をもたらしている、従って、買付をなくしけり、委託取引を復活させ、卸売業者を単数化する事によって市場を正常化させようとする見解である。これは後の京都市中央卸売市場設立時の精神に生かされる。多くの魚市場が乱立する京都にあっては、明治末から大正初期、競争にともなう商業資本の危機、弊害も多かった。何故京都市においてわが国最初に中央卸売市場が開設されたのかも、自ずから明らかとなろう。

(付記) 小稿は筆者が大学院時代、京都大学吉田 忠助教授による農産物市場論の演習での討論に負うところが大きい。吉田 忠先生をはじめ、同演習で討論した佐々木隆氏、新山陽子氏、四方康行氏、増田佳昭氏、青柳 齊氏、小田滋晃氏、飯国芳明氏、重富真一氏、岩谷幸春氏らの諸氏に記して感謝する次第である。また小稿作成にあたり、吉田 忠先生には多くのコメントをいただいた。心より御礼申しあげたい。